

【事例3】贈与税の配偶者控除の特例を適用する場合

私は、夫から居住している家屋とその敷地（宅地）の贈与を受けました。なお、婚姻届を提出してから20年以上経過しており、贈与を受けた家屋とその敷地に今後も居住する予定です。贈与税の配偶者控除の特例^(注1)の適用を受けます。また、夫は直系尊属ではありませんので、「一般税率」^(注2)を適用して暦年課税により申告します。

- (注) 1 特例の概要については、58ページを参照してください。
2 「一般税率」については、51ページを参照してください。

○ 国税庁ホームページを利用する場合

※ 手書きで作成する場合は、26ページへ

※ 贈与税の配偶者控除の特例要件チェック画面へのアクセス方法については5～7ページを参照してください。

① 贈与税の配偶者控除の特例要件チェック画面で、 贈与税の配偶者控除の特例についての適用要件をチェックします。

贈与を受けた財産の種類にチェックを入れてください。贈与を受けた財産が複数ある場合は、該当する種類の全てにチェックを入れてください。

既に特例の適用要件に該当することを確認済みの方は、「特例適用要件確認済として次へ」をクリックし、次の画面に進んでください。

以降の質問事項のチェックを省略することができます。

特例適用要件を確認済でない場合は、質問事項について「はい」又は「いいえ」を選択してください。

入力が終わったら、「入力終了(次へ)」をクリックしてください。

② 配偶者控除の入力（贈与者情報の入力）画面で、 贈与者の氏名、続柄、生年月日などを入力します。

贈与者（財産をあげた方）の氏名（フリガナ・漢字）、続柄、生年月日及び住所を入力（選択）してください。

入力が終わったら、「入力終了(次へ)」をクリックしてください。

③ 配偶者控除の入力（受贈財産の入力） 画面で、 贈与により取得した財産の種類や価額などを入力します。

配偶者控除の入力(受贈財産の入力) 当画面の入力例

入力方法、用語等についてお分かりにならない部分があるときは、画面上の「よくある質問」をご覧ください。 [1/6項目を入力中]

1 財産を取得した日、種類等を入力してください。

(1) 財産を贈与により取得した日
【必須】 令和 4 年 5 月 8 日

(2) 贈与を受けた財産の種類
【必須】 ①種類 土地(路線価地帯)

(3) 贈与を受けた財産の細目
【必須】 ②細目 宅地

(4) 贈与を受けた財産の利用区分又は名称等
③利用区分 自用地区
④(全角60文字以内) 神戸市中央区○○△丁目×番

(5) 財産の所在地
※登記簿利用時に記載されている所在地及び地目又は家屋番号を入力してください。
※持分平等の場合は、金融機関等の名称、支店名、所在地等を入力してください。
※取得の所在地が異なる場合は、右のチェックボックスにチェックを入れてください。

(6) 贈与を受けた財産の不動産番号
【必須】 ⑤(半角18文字) ○○○○××××☆☆☆☆

2 不動産の贈与を受けた場合には次の項目を入力してください。 財産の評価方法はこちら

計算ボタンをクリックすると、③の【財産の価額】に反映されます。

財産の数量(㎡)
※ 前分前の数量と持分割合を入力して計算することもできます。 ⑥(10桁以内) 165.000 (㎡)

持分割合
※ 持分割合を入力して計算します。⑦(各7桁以内) 1 / 2

財産の単価
(路線価方式の土地の1㎡当たり) ⑦(10桁以内) 270,000 円 計算

固定資産税評価額
※ 固定資産税評価額を基として評価する土地(倍率方式)及び家屋の贈与の場合のみ入力してください。
※ 前分前の評価額と持分割合を入力して計算することもできます。

持分割合
※ 持分割合を入力して計算します。⑧(各7桁以内)

固定資産税評価額に掛ける倍率
※ 固定資産税評価額を基として評価する土地(倍率方式)及び家屋の贈与の場合のみ入力してください。

⑧(4桁以内)

3 贈与を受けた財産の価額を入力してください。

財産の価額 ⑧(10桁以内) 22,275,000 円 計算

※ 贈与者の情報を変更せず、財産を追加する場合は、「財産の追加」ボタンをクリックしてください。

財産の追加

入力終了(次へ) >

贈与を受けた年月日を選択してください。

贈与を受けた財産の①種類、②細目、③利用区分又は名称等、④所在地を選択(入力)してください。この事例では、贈与を受けた財産は宅地と家屋ですので、最初に宅地に関する情報を入力します。

7ページの「②取得財産の入力」画面で「登記事項証明書の添付を省略する」にチェックを入れた場合は、「(6) 贈与を受けた財産の不動産番号」の項目が表示されますので、贈与を受けた財産の不動産番号を入力してください。

贈与を受けた財産の⑤数量、⑥持分割合(持分がある場合)、⑦単価を入力してください。入力後 **計算** ボタンをクリックすると、⑧「財産の価額」欄に自動的に計算結果が表示されます。

この事例では、最初に宅地に関する情報を入力します。⑤財産の数量については宅地の面積を、⑦財産の単価については路線価方式の土地の1㎡当たりの単価(注)を入力します。

(注) 原則として、路線価をその宅地の形状等に応じた調整率で補正した後の価額となります。贈与財産の評価については56ページを参照してください。

同じ贈与者から他にも財産の贈与を受けている場合には、**財産の追加** をクリックし、同様の操作により贈与を受けた財産を入力してください。

この事例では、宅地に関する情報を全て入力し、**財産の追加** をクリックした後、家屋に関する情報を入力します。

入力が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

④ 取得財産の入力 画面で、その他の財産がある場合は追加で入力します。

取得財産の入力 当画面の入力例

入力内容を確認してください。
住宅取得資金の非課税の適用を受ける場合は、非課税の財産から入力することをお勧めします。
該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれか1つの入力終了時点で、他の項目を選択して入力することができます。
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ) >」ボタンをクリックしてください。

配偶者控除の特例の適用を受ける財産の入力結果表

No	贈与者	取得した財産の明細 種類 細目 利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日 財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
1		土地 宅地 自用地区	令和4年5月8日 22,275,000円	修正	削除
2	丙本 三郎	家屋 家屋 自用家屋	令和4年5月8日 745,600円	修正	削除
3					

配偶者控除の特例の適用を受ける財産を追加する

※登記事項証明書の添付を省略するために配偶者控除の特例を併用する

②及び③の画面で入力した内容が表示されますので、確認してください。

なお、**修正** 又は **削除** をクリックすることにより、入力内容の修正や削除ができます。

配偶者控除の特例の適用を受ける財産を追加する場合には、**配偶者控除の特例の適用を受ける財産を追加する** をクリックすることにより、①の画面が表示されますので、同様に入力してください。

次のページへ

配偶者控除

一般の贈与（暦年課税）の財産を入力する場合には、**一般の贈与（基礎控除額 110万円）** をクリックします。

住宅取得等資金の非課税（58ページ参照）の適用を受ける金額を入力する場合には、**住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産** をクリックします。

相続時精算課税（53ページ参照）の適用を受ける財産を入力する場合には、**相続時精算課税の適用を受ける財産（特別控除額 最高 2,500万円）** をクリックします。

全ての取得財産の入力が終わったら、**入力終了（次へ）>** をクリックしてください。

※ 作成を中断する場合は、中央の「ここまでの入力内容を保存する」ボタンをクリックしてください。

5 贈与税額計算結果表示 画面で、贈与税額の計算結果を確認します。

贈与税額計算結果表示

あなたの贈与税額の計算結果（申告書第一表）は以下のとおりです。

暦年課税分に係る外国税額の控除額のある方又は医療法人持分税額控除の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「控除額の入力」ボタンをクリックし、控除額を入力してください。

取得した財産の明細 種類 / 細目 / 利用区分 / 銘柄等	財産を取得した年月日 財産の価額
i 特別贈与財産分	
特別贈与財産の合計額	(1) 円
土地 / 宅地 / 自用地	令和4年 5月 8日 22,275,000円
家屋 / 家屋 / 自家用家屋	令和4年 5月 8日 745,600円
ii 暦年課税分	
一般贈与財産の合計額	(2) 23,020,600円
配偶者控除額	(3) 20,000,000円
暦年課税分の課税価格の合計額	(4) 3,020,600円
基礎控除額	(5) 1,100,000円
(5)の控除後の課税価格	(6) 1,920,000円
(6)に対する税額	(7) 192,000円
外国税額の控除額	(8) 控除額の入力 円
医療法人持分税額控除額	(9) 控除額の入力 円
差引税額	(10) 192,000円
iii 相続時精算課税分	
相続時精算課税分の課税価格の合計額	(11) 円
相続時精算課税分の差引税額の合計額	(12) 円
農地等の納税猶予、株式等の納税猶予、特別株式等の納税猶予、医療法人持分納税猶予又は事業用資産の納税猶予の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「猶予税額の入力」ボタンをクリックし、納税猶予税額を入力してください。	
課税価格の合計額	(13) 23,020,600円
差引税額の合計額	(14) 192,000円
農地等納税猶予税額	(15) 猶予税額の入力 円
株式等納税猶予税額	(16) 猶予税額の入力 円
特別株式等納税猶予税額	(17) 猶予税額の入力 円
医療法人持分納税猶予税額	(18) 猶予税額の入力 円
事業用資産納税猶予税額	(19) 猶予税額の入力 円
申告期限までに納付すべき税額	(20) 192,000円

あなたが令和5年3月15日(水)までに納付すべき令和4年分の贈与税額は
192,000円です。

確認が終わったら、**入力終了（次へ）>** をクリックしてください。

ご注意ください
贈与税額が0円であっても、**贈与税の配偶者控除の適用を受ける場合には、申告が必要です。**

6 住所・氏名等の入力 画面で、住所・氏名・マイナンバー（個人番号）などを入力します（18ページ参照）。

画面の案内に沿って操作を進めます。e-Taxの場合は、申告書等のデータを送信してください。書面提出の場合は、申告書等を印刷して郵送等により税務署等に提出してください（2ページ参照）。

○ 手書きで作成する場合

神戸 税務署長 令和 04 年分贈与税の申告書 (兼贈与税の額の計算明細書) 修正 FD 4 7 5 1

提出用	住所 〒×××-×××× (電話 ××× - ××× - ××××) 神戸市中央区〇〇△丁目×番×号	整理番号	名簿
税務署 交付印	フリガナ ヘイモト キョウコ	補充	事項
明治 1	氏名 丙本 京子	申告書提出年月日	財産目録コード
大正 2	個人番号 ×××××△△△××××	災害等延長年月日	短期処理
昭和 3	法人番号 ××××△△△××××	出園年月日	訂正
平成 4	生年月日 3 2 1 0 2 2 0	死亡年月日	作成区分
令和 5	職業 無職		修正枚数

第一表 (令和4年分以降用) (住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第三表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第二表と、一緒に提出してください。)

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

□にレ印を記入し、配偶者控除の対象となる「居住用不動産の価額」と「贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額」の合計額を記入します。

贈与により取得した不動産に係る不動産番号を記入することにより、その取得した不動産に係る登記事項証明書の添付を省略することができます(27ページの「贈与税の配偶者控除の特例の添付書類」の※参照)。

配偶者控除の金額を記入しますが、2,000万円を超える場合には2,000万円と記入します。)

暦年課税による贈与税額の計算に当たっては、60、61ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」をご活用ください。

相続時精算課税に係る贈与財産がない場合には記入する必要はありません。

配偶者控除

I 暦年課税分	i 特別贈与財産分	住所	取得した財産の明細	財産取得した年月日
	ii 一般贈与財産分	住所	取得した財産の明細	財産取得した年月日
	合計欄	特別贈与財産の価額の合計額 (課税価格)		①

II 相続時精算課税分	住所	取得した財産の明細	財産取得した年月日
	住所	取得した財産の明細	財産取得した年月日
	合計欄	一般贈与財産の価額の合計額 (課税価格)	②
配偶者控除額 (左の事実に該当する場合には、 <input checked="" type="checkbox"/> 私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。)		最高2,000万円	③
贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額		23,020,600 円	

I 暦年課税分	暦年課税分の課税価格の合計額 (①+②-③)	④	3 0 2 0 6 0 0	
	基礎控除額	⑤	1 1 0 0 0 0 0	
	⑤の控除後の課税価格 (④-⑤)	⑥	1 9 2 0 0 0 0	
	⑥に対する税額 (贈与税の速算表を使用してください)	⑦	1 9 2 0 0 0 0	
	外国税額の控除額	⑧		
	医療法人持分税額控除額	⑨		
	差引税額 (⑦-⑧-⑨)	⑩	1 9 2 0 0 0 0	
	相続時精算課税分の課税価格の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の②の金額の合計額)	⑪		
	相続時精算課税分の差引税額の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の③の金額の合計額)	⑫		
	(この申告が修正申告である場合の異動の内容等)			
	作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号			
	税務署提出 通信日付印			
30条 33条の2				
承認				
III 合計欄	課税価格の合計額 (①+②+⑪)	⑬	2 3 0 2 0 6 0 0	
	差引税額の合計額 (納付すべき税額) (⑩+⑫)	⑭	1 9 2 0 0 0 0	
	農地等納税額	⑮	0 0 0 0 0	
	株式等納税額	⑯	0 0 0 0 0	
	特例株式等納税額	⑰	0 0 0 0 0	
	医療法人持分納税額	⑱	0 0 0 0 0	
	事業用資産納税額	⑲	0 0 0 0 0	
	申告期限までに納付すべき税額 (⑬-⑭-⑯-⑰-⑱)	⑳	1 9 2 0 0 0 0	
	差引税額の合計額 (納付すべき税額) (⑳+㉑)	㉒	0 0 0 0 0	
	納税額合計	㉓	0 0 0 0 0	
	申告期限までに納付すべき税額 (差引税額の増加額) (㉒-㉓)	㉔	0 0 0 0 0	
	申告期限までに納付すべき税額の増加額 (㉔-㉕)	㉕	0 0 0 0 0	

令和4年分 贈与税の配偶者控除の特例のチェックシート

このチェックシートは、令和4年中に贈与を受けた財産に対して配偶者控除(2,000万円控除)の特例を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

該当する回答を○で囲んでください。

1	贈与者はあなたの配偶者（夫又は妻）ですか。	はい	いいえ
2	婚姻の届出をした日から贈与を受けた日までの期間は20年以上ですか。	はい	いいえ
3	これまでに、この特例の適用を受けたことがありますか。	はい	
		いいえ	
4	【3で「はい」と回答した人のみ記入してください。】 前回、この特例の適用を受けたときの贈与者と今回の贈与者は同じですか。	いいえ	はい
5	贈与を受けた財産は不動産（土地等・家屋）又は金銭ですか。	はい	いいえ
6	【贈与を受けた財産のうちに不動産がある人のみ記入してください。】 その不動産は、国内にある不動産ですか。	はい	いいえ
7	【贈与を受けた財産のうちに金銭がある人のみ記入してください。】 その金銭を令和5年3月15日までに国内にある居住用の不動産の取得に充てますか。	はい	いいえ
8	6又は7の不動産に現在居住していますか。又は令和5年3月15日までに居住する見込みですか。	はい	いいえ
9	今後引き続きこの不動産に居住する予定ですか。	はい	いいえ

贈与税の配偶者控除の特例の添付書類

この贈与税の配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、贈与税の申告書等に、次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

添付書類	
1	受贈者の戸籍の謄本又は抄本（居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたものに限り、ます。）
2	受贈者の戸籍の附票の写し（居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたものに限り、ます。）
3	登記事項証明書などで受贈者が控除の対象となった居住用不動産を取得したことを証する書類 ※ 申告書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出をすることにより、登記事項証明書の原本の添付を省略することができます。